

第 1 章 はじめに

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画策定の目的
- 4 SDGsへの取り組みについて

Ⅰ 計画策定の背景

岐阜市（以下「市」という。）及び岐阜市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、5年ごとに、岐阜市地域福祉計画（第1期：平成16年度～20年度、第2期：平成21年度～25年度、平成26年度計画）及び岐阜市地域福祉活動計画（第1次：平成17年度～21年度、第2次：平成22年度～26年度）をそれぞれに策定し、各役割において地域福祉を推進してきました。

これまでも、市と市社協は、地域福祉という視点は同一であることから、相互に連携を図り地域福祉を推進してきました。

こうした中、計画の策定期間が異なることや各々に検討組織を運営していることから、これまでの計画のあり方を見直し、市と市社協で一体的に基礎調査を実施し、第1期岐阜市地域福祉推進計画（第3期岐阜市地域福祉計画・第3次岐阜市地域福祉活動計画：平成27年度～31年度）を策定しました。

その結果、計画の進行管理指標に設定した数値目標を全て達成し、市民が互いに支え合うことができるまちづくりを押し進めてきたところです。

特に、数値目標の一つとなる地区地域福祉活動計画の策定では、地域の課題を地域住民が共有し、その解決手法を地域住民が考える仕組みの可視化により、誰もが地域の課題を知ることができることとしました。また、地域包括支援センターが実施する協議体の場で、誰もがその課題に取り組むことができる環境、すなわち、地域の課題は地域で解決する素地が整いつつあります。

この地域住民が主役となって培ってきた素地を、より強固なものとするため、また、8050問題など社会環境を踏まえた個別の課題にも向き合う体制の整備を進めていくことで、誰もが、いつまでも住み慣れた地域で、安心して住み続けられる地域をめざし、ここに、第2期岐阜市地域福祉推進計画（第4期岐阜市地域福祉計画・第4次岐阜市地域福祉活動計画：令和2年度～6年度）を策定します。



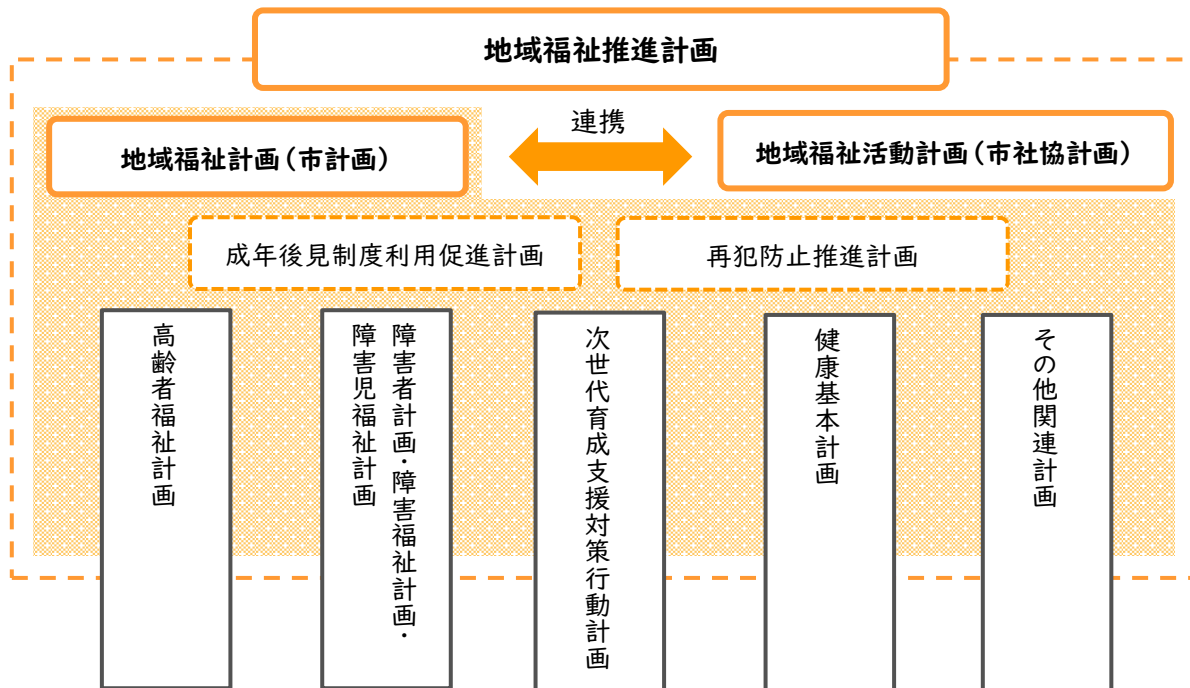
地域福祉推進計画のあゆみ

2 計画の位置づけ

本計画は、現在、国をあげて取り組む SDGs (=Sustainable Development Goals) に掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現をめざしていきます。また、市が策定している総合的な方針である「ぎふし未来地図」を念頭に置き、「高齢者福祉計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「次世代育成支援対策行動計画」、「健康基本計画」などに共通して取り組むべき事項を、本計画が個別計画との整合性や連携を図ります。社会福祉法(以下「法」という。)第4条に規定する地域福祉の推進を明確にすることにより、担い手として、地域住民が地域福祉の推進に取り組むことができるよう、めざすべき方向性を示すものです。

また、法第107条の規定に基づき、福祉分野の計画における共通事項を盛り込むことで、福祉分野の計画の上位計画として位置づけられています。

さらに、平成29年度の法改正により、市町村地域福祉計画策定の努力義務化と合わせて示された市町村地域福祉計画の策定ガイドラインでは、地域福祉と一体的に展開することが望ましい分野の計画について、地域福祉計画にも位置づけるなど、地域福祉計画の積極的な活用が明記されています。本計画では、ガイドラインに基づき「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年(2016年)5月施行))」及び「地方再犯防止推進計画(再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年(2016年)12月施行))」を包含するものとします。



地域福祉推進計画の位置づけ

社会福祉法 第4条(地域福祉の推進)【抜粋】

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

社会福祉法 第107条(市町村地域福祉計画)【抜粋】

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

市町村地域福祉計画の策定ガイドライン(平成29年12月12日厚生労働省通知)【抜粋】

地域福祉と一体的に展開することが望ましい分野の計画について、地域福祉計画にも位置づけるなど、地域福祉計画の積極的な活用。

3 計画策定の目的

近年、高齢化や単身世帯の増加による社会的孤立など、人々が暮らしていくうえでの課題は、福祉や健康、年金など様々な分野にわたるものとなっております。また、個人や世帯が抱えている課題も複数の分野にまたがるなど複雑化しています。

例えば、高齢の親とその子の生活が問題となる8050問題や介護と育児に同時に直面するダブルケア、高齢者の介護を高齢者が行う老老介護の問題など、解決の困難な問題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度など、対象者別・機能別に整備されてはいるものの、単一の制度のみでは解決が困難で、問題解決には、世帯として捉える必要があることから、関係する部署や関係機関が有機的につながり、複合的に支援していくことが求められています。

一方、少子高齢化・人口減少が国及び地域にもたらす大きな問題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直面するものであり、人口減少により多くの地域では社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や地域社会の継続性を脅かすことが懸念されています。

人口構造の推移によると、今後も、少子高齢化・人口減少はさらに進み、社会の活力をどのように維持するかが社会保障改革においても大きな問題となっています。

これらの社会環境の変化を背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まるとともに、個人や世帯が孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなど、問題が深刻化することも懸念されます。

こうしたことを踏まえ、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることのできる社会づくりが求められています。また、人口減少を乗り越えていくうえで、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

このような人々の暮らしの変化や社会環境の変化を踏まえ、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしや生きがい、地域を共に創っていくことのできる地域社会の実現に向けた体制の整備が求められています。

こうした中、地域福祉推進計画は、福祉分野の上位計画となる福祉マスタープランとして、総合的な福祉施策の推進及び地域ごとの生活課題に根差した福祉の実現、さらには、住民参加による福祉のまちづくりを地域の中で、ボランティアや市民活動団体などの市民、行政、民間事業者、社会福祉協議会、NPO法人を含めた事業者が協働してネットワークを築くとともに、地域住民が様々な自主的活動に参画できる環境づくりを支援し、「誰もが心豊かに安心して暮らせる地域社会」の創造を目的とします。

また、地域の身近なところで総合的に福祉課題を解決し、サービスの適切な利用に結びつけられる体制の整備を次ページの5つの視点からめざしていきます。

5つの視点

1 地域の個別性尊重の視点

日常暮らしている身近な生活圏域での福祉を重視すること。

2 利用者主体の視点

福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること。
また、認知症高齢者や知的障がいのある人をはじめとした社会的弱者の権利擁護が維持されること。

3 ネットワーク化の視点

福祉と保健・医療の総合化や多様なサービス提供者間のネットワーク化により、福祉サービスが地域社会の中で、効果的かつ効率的に供給されること。

4 公民協働の視点

協働のまちづくり指針の考え方にに基づき、行政と民間事業者、NPO 法人や地域住民の役割分担を踏まえ、地域福祉の実現にあたること。

5 住民参加の視点

地域福祉の実現にあたり、可能な限り住民参加を取り入れること。

4 SDGsへの取り組みについて

SDGsは、平成27年の国連サミットにおいて持続可能な開発目標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって令和12年までの17の国際目標が設定されています。この17の目標は相互に関連しており、それを包括的に解決することで、17の目標を達成する仕組みとなっています。

具体的な目標の設定により、行政や民間、市民が共通認識を持つことが可能となり、SDGsに関連する世界で起こっている問題や課題、今後世界が進む方向の全体像を把握し、それぞれがお互いにつながっているという意識を持つことが重要で、連携を促進するものとなります。

また、SDGsの理念は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、開発途上国のみならず先進国も含めすべての国や関係者の役割を重視し、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意された普遍的なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

市においても、少子高齢化の進展による人口減少や経済規模の縮小など、様々な課題が懸念されています。こうした中、将来にわたり成長力を確保するために、人々が安心して暮らせるような、持続的なまちづくりを推進し、くらしの基盤の維持や再生を図ることが、SDGsの理念と重なり合うことから、経済・社会・環境の三側面における持続可能な開発を統合的な取り組みとして推進するSDGsを、福祉的側面から推進していきます。



17の持続可能な開発目標

資料：国連広報センター

